

第4章

源泉所得税、納税環境整備、消費税等 法人税以外の税目に関する 改正の実務ポイント

【この章のエッセンス】

● 関連法人株式会社等に係る配当に係る源泉徴収制度の改正は、2023年10月からの適用とされているが、源泉の過誤納が生じた場合の還付のための事務負担とコスト回避のためにも、改正内容の周知と源泉徴収の要否を判定する情報管理を徹底することが必要である。

● 電子帳簿保存法への対応では、有期措置は2年間の経過措置として設けられているため、システム対応等が遅れている場合には経過措置期間内にシステム整備が完了できるように、作業を進めることが不可欠である。

源泉所得税

一定の内国法人⁽⁴⁾が支払を受ける、

次の配当等については、所得税の課税対象とされず、2023年10月1日以後に支払を受けるべき配当等について配当等に係る所得税の源泉徴収が行われないこととされる（所法177、212、改正法附則6、8）（図表22）。

- ① 完全子法人株式会社等に係る配当等（当該内国法人が名義人として保有するものに限る）
- ② 配当等の支払に係る基準日において、当該内国法人が直接に保有する他の内国法人の株式等（当該内国法人が名義人として保有するものに限る）の発行済株式等の総数等に占める割合が3分の1超である場合における当該他の内国法人の株式等（関連法人株式等）に係る配当等

なお、2022年4月1日以後開始事業年度においては、関連法人株

式等からの受取配当の益金不算入制度の適用について、完全支配関係法人グループの法人が所有する持分の合算により判定することとなった。一方で、前記の関連法人株式等に係る源泉徴収については配当基準日の持分割合により判定されるため、当該受取配当金に係る取扱いは、2023年10月1日前後で留意が必要である。

⁽⁴⁾ 内国法人のうち、一般社団法人および一般財団法人（公益社団法人および公益財団法人を除く）、人格のない社団等ならびに法人税法以外の法律によって公益法人等とみなされている法人以外の法人

納税環境整備

- (1) タイムスタンプの国による認定制度の創設に伴うスキヤナ保存制度等の整備

タイムスタンプの国による認定制度の創設⁽⁵⁾に伴い、スキヤナ保存制

度等が整備された。国税関係書類に係るスキヤナ保存制度および電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度のタイムスタンプ要件について、電磁的記録の記録事項に総務大臣が認定する時刻認証業務に係るタイムスタンプ⁽⁶⁾を付すこととされた（電帳法施行規則2⑥二ロ）。

前記の改正は、2022年4月1日以後に保存が行われる国税関係書類または電子取引の取引情報に係る電磁的記録について適用されるが、2022年4月1日から2023年7月29日までの間に保存が行われる国税関係書類または電子取引の取引情報に係る電磁的記録のタイムスタンプ要件については、改正前のタイムスタンプ制度を認める経過措置が設けられている（電帳法施行規則附則2）。

⁽⁵⁾ タイムスタンプ認定制度に関する検討会 https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/timestamp/index.html

⁽⁶⁾ 改正前は一般財団法人日本データ通信協会が認定する業務に係るタイムスタンプ

- (2) 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存への円滑な移行のための有期措置

電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度について、2022年1月1日から2023年12月31日までの間に申告所得税および法人税に